

第2回 大和郡山市地域公共交通会議

次 第

日時 平成19年12月4日(火)
午後3時00分 ~
場所 市役所200会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

交通空白地域への本市コミュニティバスの運行について

4 その他

5 閉 会

大和郡山市コミュニティバス新規路線 概要

1. 目的

大和郡山市の東部から南東部に位置する治道・平和地区は、中心市街地から外れた郊外にあり、既存の公共交通網が未整備である現状と地域住民の移動手段の確保も困難なことから、本市における交通空白地域で公共交通対策の充実が迫られている地区であります。

今後、より一層少子高齢化が進み、高齢者等の皆さんの生活の'足'の確保が困難を強いられる状況の中で、地域住民の生活の利便性の向上と外出支援を促進する目的で、両地区へのコミュニティバスの運行を実施するものです。

2. 運行形態

道路運送法第4条に基づく乗合事業者への委託運送によるコミュニティバス運行。

3. 運賃

1 コインバスとして、一乗車につき100円を設定。(小学生は半額)
未就学児・障害者は無料。

4. ルート(走行距離)

治道ルート 起点 - 新庄町 終点 - 近鉄郡山駅(13.5km)

平和ルート 起点 - 県営稗田団地 終点 - 近鉄郡山駅(12.4km)

別紙 路線図参照

往復

5. 運行日時(所要時間/便)

治道ルート 午前8時 ~ 午後17時 (3便/日)

平和ルート 午前8時 ~ 午後17時 (3便/日)

運行日は、月~金曜日(土、日、祝日及び12/29~1月3日は運休)

年間運行日数は、概ね250日/年

6. 車両

小型バス(乗客定員12名)2台による運行。

7. バスの名称

元気治道号/元気平和号

8. 運行開始月

平成20年2月

9. 補助金の適用

国土交通省 国庫補助事業

・補助区分 - 公共交通移動円滑化設備整備補助金に伴う「地域バス交通活性化事業」

・事業名称 - 大和郡山市有償バス実証運行事業

・内容 - 補助率 事業費の1/2 補助金上限 1,000万円/年
適用期間 運行開始から2年

資料 1

(一般旅客自動車運送事業の許可)

第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第1号イから八までに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。)について行う。

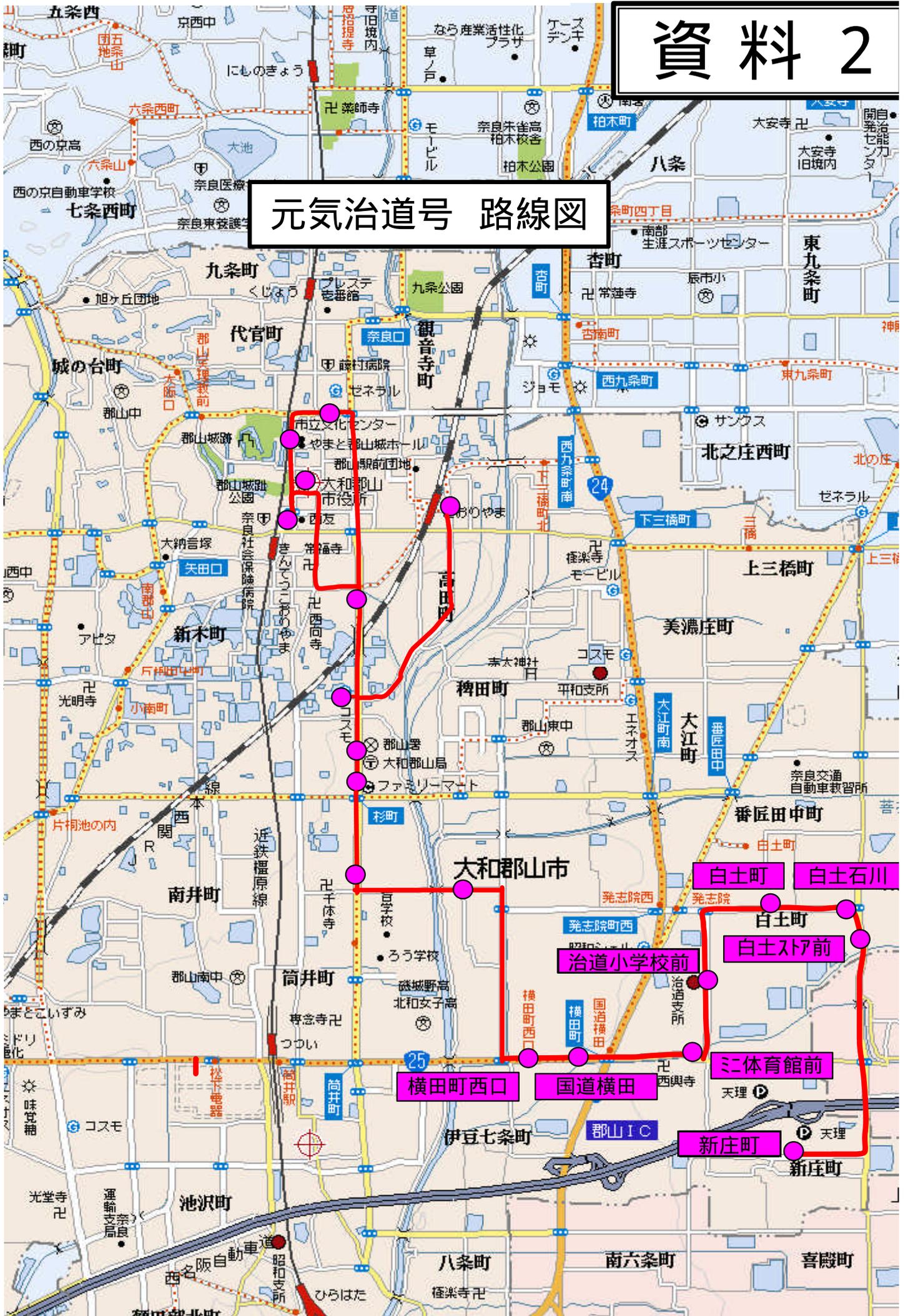
イ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(1個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

資料 2

元気治道号 路線図



資料 4

○ 新規バス車体イメージ



車種:トヨタハイエース
コンピューター

外観

乗客定員:12名



車内

座席見取図

